

規制、制度、慣行、 又は手続等の名称	◆◆の使用許可申請
規制、制度、慣行、 又は手続等の現状	<p>◆◆の使用許可については、申請書提出後、地方自治体担当者による現地確認を経て、特段の問題がない限り許可が下りることとなっているが、現地確認に係る自治体内部の手続や、時間調整等の関係から、立会い確認までに平均で3～5週間を要している。</p>
具体的な問題点	<p>当該手続の現地確認は、××法において規定されているものではなく、昭和48年〇〇省通達において、「適切に◆◆の存在を確認しなければならない」旨が規定されているが、◆◆に関するデータベースが存在する今日では、当該データベース上での確認を行うことにより当該目的は達成されることから、あえて、自治体職員による現地確認を行う必要性は極めて低いものと考えられる。</p> <p>このような状況にあるにも関わらず、申請者は、現地立会い確認を受けるために、手続を待つ必要があり、多大な時間的ロスが生じている。また、現地立会いのために、通常半日程度の時間を割く必要があり、負担となっている。</p>
問題により不利益を 被っている、困って いる人又は団体等	◆◆の使用許可申請を行う個人、企業等
改善提案 (解決方法及び解決 による効果)	<p>◆◆のデータベースを、使用許可申請に活用できるようにする。(法律上の使用制限等の規定はなく、自治体内でのシステムをつなげることで対応可能。)</p> <p>使用許可の申請者は、申請に際して、当該◆◆の所在地情報及びXXX情報を記載することとし、申請書を受けた自治体では、これをコードとして、◆◆のデータベースから、適切に◆◆の存在を確認するために必要な情報を入手し、◆◆の使用が許可できるかどうかを判断する。これにより、通常、申請から許可まで、(現地立会い確認を含めて)5～7週間程度かかっていた期間を、2週間程度に短縮することが可能となり、申請者の負担軽減、手続きの効率化が期待できる。</p>
根拠法	××法第〇条 昭和48年〇〇省通達『◆◆使用申請時の現地立会い確認の運用について』
関連府省等	〇〇省
備考	